



# マイナンバー 通知カードと個人番号カードの違い

問 市民課市民係（市役所 1 階①番窓口 ☎23-3331 内線276・282・283）

	通知カード	個人番号カード	住民基本台帳カード
表			
裏			—
記載番号	12桁の個人番号		11桁の住民票コード
カードの材質	紙製（ICチップなし）	プラスチック製（ICチップあり）	
受け取り方	11月末までに順次郵送	希望者が郵送で申請。来年1月以降、市窓口で受け取る	市窓口で申請し、後日受け取る
有効期間	なし	発行日から申請者の10回（20歳未満5回）目の誕生日まで	発効日から10年

## 個人番号カード申請のとき



個人番号カード交付申請書（裏面）

塗りつぶすとインターネットを通じた申請や届出ができません。「署名用」は、現在 e-Tax で、今後は民間オンラインで利用するときに必要です。また、「利用者証明用」は今後コンビニ交付サービスや民間サイトなどへのログインに必要です。

- 送付物の内容**
- 世帯人数分届くもの
  - 通知カード
  - 個人番号カード交付申請書
- 世帯につき1部**
- マイナンバーの案内
  - 個人番号カード交付申請書の送付用封筒
- 住民登録のある全ての方に、12桁の決められた番号の「マイナンバー」を記載した「通知カード」が世帯ごとにも簡易書留（世帯主宛）で送付されています。
- また、来年1月以降、本人の申請で「個人番号カード」の交付を無料で受けることができます。

# 伊達市国民健康保険の 現状と財政状況

国民健康保険は、職場で加入する社会保険や75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度、生活保護を受けている方を除く、すべての方が加入する保険です。

☎ 保険医療課国民健康保険係（市役所1階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284～286）

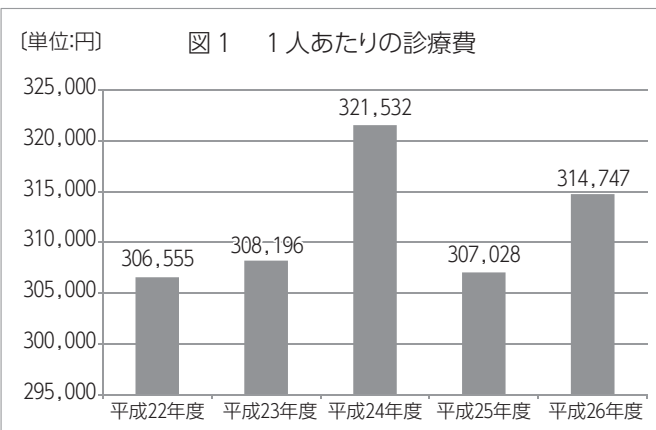
## 国保の現状

平成26年度末における伊達市の人口3万5千620名、世帯数1万7千892世帯のうち、国民健康保険に加入している被保険者数は9千594名、世帯数は6千52世帯です。

このうち、65歳～74歳までの被保険者が4.0%を占め、国民健康保険の特徴ともいえる高齢者の年齢階層が多くなっています。

### 1人あたり30万円を超える診療費

平成26年度における1人あたりの診療費は31万4千747円で、昨年度から比較すると2.5%の増加になっています。（図1）



## 財政状況

国民健康保険財政の運営は、被保険者の皆さんが納入する国民健康保険税と国からの交付金などで財源を確保し、保険給付を行う仕組みになっています。

しかし、長引く不況の影響や急速に進む高齢化、医療技術の高度化など、高水準で推移する医療費に対して、財源の確保は厳しい状況です。平成15年度からは累積赤字を解消できない状況でしたが、平成24年度に累積赤字額4億6千628万4千円を一般会計から繰り入れて、解消したところです。

また、平成24年度には単年度収支の均衡を目的とする税率改正、平成26・27年度には保険税の賦課限度額の改正を行い、被保険者の皆さんにご負担をお願いしました。

表1でもわかるとおり、収支決算状況では平成26年度の収支額が0円になっていますが、これは平成25年度同様、一般会計から8千344万円を繰り入れて、単年度収支不足解消を図ったことによるものです。

表1 収支決算状況 単位：千円

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入	5,610,920	5,040,955	4,920,354
歳出	5,589,448	5,040,955	4,920,354
収支額	21,472	0	0

## 国保財政健全化のために 私たちができること

### 健診（検診）を受けましょう

市では、40歳以上の国民健康保険加入者の皆さんを対象に、特定健康診査と特定保健指導を無料で行っていきます。

また、短期人間ドックや脳ドックは検診費用の一部を助成しています。健診（検診）を積極的に受診して、病気の早期発見・早期治療をお願いします。

### 医療機関は上手に受診しましょう

● 重複受診はやめましょう  
1つの病気で複数の医療機関を受診するのは、重複する薬などで体に悪影響を与えてしまう心配もあります。気になることは遠慮せず、お医者さんに相談しましょう。

### ● かかりつけ医を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねましょう。

### ● 緊急以外の

### 時間外受診はやめましょう

緊急時以外で夜間や休日を受診することは、緊急性の高い患者の治療に支障をきたしたり、医療費も割増料金で高くなったりします。

緊急時など、やむを得ない場合以外は、診療時間内の受診を心がけましょう。